

標 題：

MARPOL 73 /78附属書Ⅱ

現存ケミカルタンカーへの適用

NK テクニカル インフォメーション

No. 50

昭和61年 8月25日

関係船主、造船所各位

拝啓 貴社ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

ケミカルタンカーに適用されます MARPOL 73/78附属書Ⅱ「ばら積みされた有害液体物質による汚染の規制のための規則」の実施につきましては、既に、NKテクニカルインフォメーション No.38（昭和60年 7月22日付）で御承知のことと存じますが、同附属書Ⅱは、昭和62年 4月 6日から実施されるはこびとなりましたのでお知らせいたします。

これに伴いまして、現存ケミカルタンカー（昭和61年 7月 1日前に建造された船舶）に対しては、同附属書Ⅱに加え、「有害液体物質の排出のための方法と設備の基準（決議 MEPC 18 (22)）（以下、「P & A基準」と称する。）」及び「危険化学品のばら積み運送のための船舶の構造及び設備に関する規則（決議 MEPC 20 (22)）（以下「MARPOL BCHコード」と称する。）」も昭和62年 4月 6日から同時に適用されます。

附属書Ⅱは、現存ケミカルタンカーに対して、一部の要件について経過規定があるものの、トン数にかかわらず、内航船も含めた現存ケミカルタンカーが昭和62年 4月 6日までに、附属書Ⅱ、「MARPOL BCHコード」及び「P & A基準」の要件に適合し、同日以降 MARPOL BCH コードの適合証書を所持することを要求しており、BCH コード（A.212 (VII)）の適合証書の有無にかかわらず同日以降、MARPOL BCHコードの適合証書を所持しない船舶は稼働出来ないことになります。

現存ケミカルタンカーでは、設備、構造の要件に適合させるためには、改造工事が伴うことも考えられ、又多くの場合、ストリップング残留量評価のために実船水試験が要求されます。また、プロダクトタンカーのような船舶で、これまで BCHコード（A.212 (VII)）の適用対象物質外の有害液体物質を運送していた船舶でも附属書Ⅱで新たに規定された有害液体物質のうち、A、B及びC類に分類される物質を運送する場合は、MARPOL BCHコードの適合証書を所持することが要求されます。

MARPOL BCHコードの適合証書を所持するにあたりましては、いくつかの物質について船型要件が格上げになっていること及び新たにコードが適用になる物質が合計 100物質余りありますので、積載可能貨物リスト、オペレーションマニュアル、損傷時復原性計算書及び積付け資料の改正も必要となることがあります。御注意下さい。

各位におかれましては、このような状況を御考慮の上、必要な工事又は、計画をされていると存じますが、弊会としましてもこれに対応するために鑑定業務を開始していますのでここに御案内申し上げる次第です。したがいまして該当船の鑑定のお申し込みがまだ、行われていない場合におきましては、出来るだけ早期に必要な準備を開始されることをお勧めします。

鑑定に関する御質問、お申し込みにつきましては、弊会船体部専用船宛お願い申し上げます。

尚、「MARPOL 73 /78附属書Ⅱ及び MARPOL BCH コードに関する鑑定の方法」が弊会より発行されていますので、御入用の節は、同上の部門へお申し込み下さい。

敬 具